

教育公務員特例法等の一部を改正する法律 新旧対照表 目次

○教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）（第一条関係）	1
○教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）（第二条関係）	9
○独立行政法人教員研修センター法（平成十二年法律第八十八号）（第三条関係）	29
○独立行政法人教職員支援機構法（平成十二年法律第八十八号）（第四条関係）	34
○独立行政法人教職員支援機構法（平成十二年法律第八十八号）（第五条関係）	36
○船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）（附則第十三条関係）	37
○国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（附則第十三条関係）	38
○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）（附則第十四条関係）	39
○教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）（附則第十五条関係）	42

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 任免、人事評価、給与、分限及び懲戒</p> <p>第一節 大学の学長、教員及び部局長（第三条―第十条）</p> <p>第二節 大学以外の公立学校の校長及び教員（第十一条―第十四条）</p> <p>第三節 専門的教育職員（第十五条・第十六条）</p> <p>第三章 服務（第十七条―第二十条）</p> <p>第四章 研修（第二十一条―第二十五条の二）</p> <p>第五章 大学院修学休業（第二十六条―第二十八条）</p> <p>第六章 職員団体（第二十九条）</p> <p>第七章 教育公務員に準ずる者に関する特例（第三十条―第三十五条）</p> <p>（研修）</p> <p>第二十一条 教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。</p> <p>2 教育公務員の任命権者は、教育公務員（公立の小学校等の校長及び教員（臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。以下この章において同じ。）を除く。）の研修について、それに要する施設、研修</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 任免、人事評価、給与、分限及び懲戒</p> <p>第一節 大学の学長、教員及び部局長（第三条―第十条）</p> <p>第二節 大学以外の公立学校の校長及び教員（第十一条―第十四条）</p> <p>第三節 専門的教育職員（第十五条・第十六条）</p> <p>第三章 服務（第十七条―第二十条）</p> <p>第四章 研修（第二十一条―第二十五条の三）</p> <p>第五章 大学院修学休業（第二十六条―第二十八条）</p> <p>第六章 職員団体（第二十九条）</p> <p>第七章 教育公務員に準ずる者に関する特例（第三十条―第三十五条）</p> <p>（研修）</p> <p>第二十一条 教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。</p> <p>2 教育公務員の任命権者は、教育公務員の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。</p>

を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

(校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針)

第二十二条の二 文部科学大臣は、公立の小学校等の校長及び教員の計画的かつ効果的な資質の向上を図るため、次条第一項に規定する指標の策定に関する指針(以下「指針」という。)を定めなければならない。

2 指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 公立の小学校等の校長及び教員の資質の向上に関する基本的な事項

二 次条第一項に規定する指標の内容に関する事項

三 その他公立の小学校等の校長及び教員の資質の向上を図るに際し配慮すべき事項

3 文部科学大臣は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(校長及び教員としての資質の向上に関する指標)

第二十二条の三 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該校長及び教員の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき校長及び教員としての資質に関する指標(以下「指標」という。)を定めるものとする。

2 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ第二十二条の五第一項に規定する協議会において協議するものとする。

(新設)

(新設)

- 3 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
- 4 独立行政法人教職員支援機構は、指標を策定する者に対して、当該指標の策定に関する専門的な助言を行うものとする。

(教員研修計画)

- 第二十二条の四 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標を踏まえ、当該校長及び教員の研修について、毎年度、体系的かつ効果的に実施するための計画（以下この条において「教員研修計画」という。）を定めるものとする。

- 2 教員研修計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 任命権者が実施する第二十三条第一項に規定する初任者研修、第二十四条第一項に規定する中堅教諭等資質向上研修その他の研修（以下この項において「任命権者実施研修」という。）に関する基本的な方針

- 二 任命権者実施研修の体系に関する事項

- 三 任命権者実施研修の時期、方法及び施設に関する事項

- 四 研修を奨励するための方途に関する事項

- 五 前各号に掲げるもののほか、研修の実施に関し必要な事項として文部科学省令で定める事項

- 3 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、教員研修計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるもの

(新設)

とする。

(協議会)

第二十二條の五 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標の策定に関する協議並びに当該指標に基づく当該校長及び教員の資質の向上に関して必要な事項についての協議を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織するものとする。

2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 指標を策定する任命権者

二 公立の小学校等の校長及び教員の研修に協力する大学その他の当該校長及び教員の資質の向上に係る大学として文部科学省令で定める者

三 その他当該任命権者が必要と認める者

3 協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(初任者研修)

第二十三條 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等（臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。）に対して、その採用（現に教諭等の職以外の職に任命されている者を教諭等の職に任命する場合を含む。附則第五条第一項において同じ。）の日から一年間の教諭

(新設)

(初任者研修)

第二十三條 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等（政令で指定する者を除く。）に対して、その採用（現に教諭等の職以外の職に任命されている者を教諭等の職に任命する場合を含む。附則第四条第一項において同じ。）の日から一年間の教諭又は保育教諭の職務の遂行に

又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修（以下「初任者研修」という。）を実施しなければならない。

2・3（略）

（中堅教諭等資質向上研修）

第二十四条 公立の小学校等の教諭等（臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。以下この項において同じ。）の任命権者は、当該教諭等に対して、個々の能力、適性等に応じて、公立の小学校等における教育に関し相当の経験を有し、その教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において中核的な役割を果たすことが期待される中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図るために必要な事項に関する研修（以下「中堅教諭等資質向上研修」という。）を実施しなければならない。

2 任命権者は、中堅教諭等資質向上研修を実施するに当たり、中堅教諭等資質向上研修を受ける者の能力、適性等について評価を行い、その結果に基づき、当該者ごとに中堅教諭等資質向上研修に関する計画書を作成しなければならない。

（削る）

（削る）

必要な事項に関する実践的な研修（以下「初任者研修」という。）を実施しなければならない。

2・3（略）

（十年経験者研修）

第二十四条 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等に対して、その在職期間（公立学校以外の小学校等の教諭等としての在職期間を含む。）が十年（特別の事情がある場合には、十年を標準として任命権者が定める年数）に達した後相当の期間内に、個々の能力、適性等に応じて、教諭等としての資質の向上を図るために必要な事項に関する研修（以下「十年経験者研修」という。）を実施しなければならない。

2 任命権者は、十年経験者研修を実施するに当たり、十年経験者研修を受ける者の能力、適性等について評価を行い、その結果に基づき、当該者ごとに十年経験者研修に関する計画書を作成しなければならない。

3 第一項に規定する在職期間の計算方法、十年経験者研修を実施する期間その他十年経験者研修の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

（研修計画の体系的な樹立）

第二十五条 任命権者が定める初任者研修及び十年経験者研修に関する計画は、教員の経験に応じて実施する体系的な研修の一環をなすものとし

て樹立されなければならない。

(指導改善研修)

第二十五条 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、児童、生徒又は幼児（以下「児童等」という。）に対する指導が不適切であると認定した教諭等に対して、その能力、適性等に応じて、当該指導の改善を図るために必要な事項に関する研修（以下「指導改善研修」という。）を実施しなければならない。

257 (略)

(指導改善研修後の措置)

第二十五条の二 任命権者は、前条第四項の認定において指導の改善が不十分でなお児童等に対する指導を適切に行うことができないと認める教諭等に対して、免職その他の必要な措置を講ずるものとする。

附則

(指定都市以外の市町村の教育委員会及び長に係る協議会の特例)

第四条 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）以外の市町村の教育委員会及び長については、当分の間、第二十二条の三第二項及び第二十二条の五の規定は、適用しない。

この場合において、当該教育委員会及び長は、指標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ同条第二項第二号に掲げる者、当該市町村を包括する都道府県の教育委員会若しくは知事又は独立行政法

(指導改善研修)

第二十五条の二 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、児童、生徒又は幼児（以下「児童等」という。）に対する指導が不適切であると認定した教諭等に対して、その能力、適性等に応じて、当該指導の改善を図るために必要な事項に関する研修（以下「指導改善研修」という。）を実施しなければならない。

257 (略)

(指導改善研修後の措置)

第二十五条の三 任命権者は、前条第四項の認定において指導の改善が不十分でなお児童等に対する指導を適切に行うことができないと認める教諭等に対して、免職その他の必要な措置を講ずるものとする。

附則

(新設)

人教職員支援機構の意見を聴くよう努めるものとする。

(幼稚園等の教諭等に対する初任者研修等の特例)

第五条 幼稚園、特別支援学校の幼稚部及び幼保連携型認定こども園(以下この条において「幼稚園等」という。)の教諭等の任命権者については、当分の間、第二十三条第一項の規定は、適用しない。この場合において、幼稚園等の教諭等の任命権者(指定都市以外の市町村の設置する幼稚園及び特別支援学校の幼稚部の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の教育委員会、当該市町村の設置する幼保連携型認定こども園の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の知事)は、採用の日から起算して一年に満たない幼稚園等の教諭等(臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。)に対して、幼稚園等の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施しなければならない。

2・3 (略)

(幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教諭等に対する中堅教諭等資質向上研修の特例)

第六条 指定都市以外の市町村の設置する幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教諭等に対する中堅教諭等資質向上研修は、当分の間、第二十四条第一項の規定にかかわらず、幼稚園の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の教育委員会が、幼保連携型認定こども園の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の知事が実施しなければならない。

(幼稚園等の教諭等に対する初任者研修等の特例)

第四条 幼稚園、特別支援学校の幼稚部及び幼保連携型認定こども園(以下この条において「幼稚園等」という。)の教諭等の任命権者については、当分の間、第二十三条第一項の規定は、適用しない。この場合において、幼稚園等の教諭等の任命権者(地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))以外の市町村の設置する幼稚園及び特別支援学校の幼稚部の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の教育委員会、当該市町村の設置する幼保連携型認定こども園の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の知事)は、採用の日から起算して一年に満たない幼稚園等の教諭等(政令で指定する者を除く。)に対して、幼稚園等の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施しなければならない。

2・3 (略)

(幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教諭等に対する十年経験者研修の特例)

第五条 指定都市以外の市町村の設置する幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教諭等に対する十年経験者研修は、当分の間、第二十四条第一項の規定にかかわらず、幼稚園の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の教育委員会が、幼保連携型認定こども園の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の知事が実施しなければならない。

い。

2 指定都市以外の市町村の教育委員会及び長は、その所管に属する幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教諭等に対して都道府県の教育委員会及び知事が行う中堅教諭等資質向上研修に協力しなければならない。

(指定都市以外の市町村の教育委員会及び長に係る指導改善研修の特例)

第七条 指定都市以外の市町村の教育委員会及び長については、当分の間、第二十五条及び第二十五条の二の規定は、適用しない。この場合において、当該教育委員会及び長は、その所管に属する小学校等の教諭等（その任命権が当該教育委員会及び長に属する者に限る。）のうち、児童等に対する指導が不適切であると認める教諭等（政令で定める者を除く。）に対して、指導改善研修に準ずる研修その他必要な措置を講じなければならない。

2 指定都市以外の市町村の教育委員会及び長は、その所管に属する幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教諭等に対して都道府県の教育委員会及び知事が行う十年経験者研修に協力しなければならない。

(指定都市以外の市町村の教育委員会及び長に係る指導改善研修の特例)

第六条 指定都市以外の市町村の教育委員会及び長については、当分の間、第二十五条の二及び第二十五条の三の規定は、適用しない。この場合において、当該教育委員会及び長は、その所管に属する小学校等の教諭等（その任命権が当該教育委員会及び長に属する者に限る。）のうち、児童等に対する指導が不適切であると認める教諭等（政令で定める者を除く。）に対して、指導改善研修に準ずる研修その他必要な措置を講じなければならない。

改正案	現行
<p>（種類） 第四条（略） 2～4（略）</p> <p>5 中学校及び高等学校の教員の普通免許状及び臨時免許状は、次に掲げる各教科について授与するものとする。</p> <p>一 中学校の教員にあつては、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業（職業指導及び職業実習（農業、工業、商業、水産及び商船のうちいずれか一以上の実習とする。以下同じ。）を含む。）、職業指導、職業実習、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）及び宗教</p> <p>二 高等学校の教員にあつては、国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉、福祉実習、商船、商船実習、職業指導、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）及び宗教</p> <p>6 小学校教諭、中学校教諭及び高等学校教諭の特別免許状は、次に掲げる教科又は事項について授与するものとする。</p>	<p>（種類） 第四条（略） 2～4（略）</p> <p>5 中学校及び高等学校の教員の普通免許状及び臨時免許状は、次に掲げる各教科について授与するものとする。</p> <p>一 中学校の教員にあつては、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業（職業指導及び職業実習（農業、工業、商業、水産及び商船のうちいずれか一以上の実習とする。以下同じ。）を含む。）、職業指導、職業実習、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語に分ける。）及び宗教</p> <p>二 高等学校の教員にあつては、国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉、福祉実習、商船、商船実習、職業指導、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語に分ける。）及び宗教</p> <p>6 小学校教諭、中学校教諭及び高等学校教諭の特別免許状は、次に掲げる教科又は事項について授与するものとする。</p>

一 小学校教諭にあつては、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）

二・三（略）

（免許状更新講習）

第九条の三 免許状更新講習は、大学その他文部科学省令で定める者が、次に掲げる基準に適合することについての文部科学大臣の認定を受けて行う。

一 講習の内容が、教員の職務の遂行に必要なものとして文部科学省令で定める事項に関する最新の知識技能を修得させるための課程（その一部として行われるものを含む。）であること。

二 講習の講師が、次のいずれかに該当する者であること。

イ 文部科学大臣が第十六条の三第四項の政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程を有する大学において、当該課程を担当する教授、准教授又は講師の職にある者

ロ イに掲げる者に準ずるものとして文部科学省令で定める者

三 講習の課程の修了の認定（課程の一部の履修の認定を含む。）が適切に実施されるものであること。

四 その他文部科学省令で定める要件に適合するものであること。

2 前項に規定する免許状更新講習（以下単に「免許状更新講習」という

。）の時間は、三十時間以上とする。

一 小学校教諭にあつては、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育

二・三（略）

（免許状更新講習）

第九条の三 免許状更新講習は、大学その他文部科学省令で定める者が、次に掲げる基準に適合することについての文部科学大臣の認定を受けて行う。

一 講習の内容が、教員の職務の遂行に必要なものとして文部科学省令で定める事項に関する最新の知識技能を修得させるための課程（その一部として行われるものを含む。）であること。

二 講習の講師が、次のいずれかに該当する者であること。

イ 文部科学大臣が第十六条の三第四項の政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程を有する大学において、当該課程を担当する教授、准教授又は講師の職にある者

ロ イに掲げる者に準ずるものとして文部科学省令で定める者

三 講習の課程の修了の認定（課程の一部の履修の認定を含む。）が適切に実施されるものであること。

四 その他文部科学省令で定める要件に適合するものであること。

2 前項に規定する免許状更新講習（以下単に「免許状更新講習」という

。）の時間は、三十時間以上とする。

3 免許状更新講習は、次に掲げる者に限り、受けることができる。

一 教育職員及び文部科学省令で定める教育の職にある者

二 教育職員に任命され、又は雇用されることとなつてゐる者及びこれに準ずるものとして文部科学省令で定める者

4 前項の規定にかかわらず、公立学校の教員であつて教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十五条第一項に規定する指導改善研修（以下この項及び次項において単に「指導改善研修」という。）を命ぜられた者は、その指導改善研修が終了するまでの間は、免許状更新講習を受けることができない。

5 前項に規定する者の任命権者（免許管理者を除く。）は、その者に指導改善研修を命じたとき、又はその者の指導改善研修が終了したときは、速やかにその旨を免許管理者に通知しなければならない。

6 文部科学大臣は、第一項の規定による認定に関する事務を独立行政法人教職員支援機構（第十六条の二第三項及び別表第三備考第十一号において「機構」という。）に行わせるものとする。

7 前各項に規定するもののほか、免許状更新講習に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

（免許状授与の特例）

第十六条の二 普通免許状は、第五条第一項の規定によるほか、普通免許状の種類に応じて文部科学大臣又は文部科学大臣が委嘱する大学の行なう試験（以下「教員資格認定試験」という。）に合格した者で同項各号に該当しないものに授与する。

3 免許状更新講習は、次に掲げる者に限り、受けることができる。

一 教育職員及び文部科学省令で定める教育の職にある者

二 教育職員に任命され、又は雇用されることとなつてゐる者及びこれに準ずるものとして文部科学省令で定める者

4 前項の規定にかかわらず、公立学校の教員であつて教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十五条の二第二項に規定する指導改善研修（以下この項及び次項において単に「指導改善研修」という。）を命ぜられた者は、その指導改善研修が終了するまでの間は、免許状更新講習を受けることができない。

5 前項に規定する者の任命権者（免許管理者を除く。）は、その者に指導改善研修を命じたとき、又はその者の指導改善研修が終了したときは、速やかにその旨を免許管理者に通知しなければならない。

（新設）

6 前各項に規定するもののほか、免許状更新講習に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

（免許状授与の特例）

第十六条の二 普通免許状は、第五条第一項の規定によるほか、普通免許状の種類に応じて文部科学大臣又は文部科学大臣が委嘱する大学の行なう試験（以下「教員資格認定試験」という。）に合格した者で同項各号に該当しないものに授与する。

2 教員資格認定試験に合格した日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日を経過した者については、前項の規定にかかわらず、その者が免許状更新講習の課程を修了した後文部科学省令で定める二年以上の期間内にある場合に限り、普通免許状を授与する。

3 文部科学大臣は、教員資格認定試験（文部科学大臣が行うものに限る。）の実施に関する事務を機構に行わせるものとする。

4 教員資格認定試験の受験資格、実施の方法その他試験に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

（中学校等の教員の特例）

第十六条の三（略）

2・3（略）

4 第一項及び第二項の文部科学省令を定めるに当たっては、文部科学大臣は、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。別表第一備考第一号の二及び第五号イにおいて同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

附則

1～4（略）

5 別表第三により中学校教諭の一種免許状又は高等学校教諭の専修免許状を受けようとする者が、次の表の第一欄に掲げる基礎資格を有する者で施行法第一条又は第二条の規定により次の表の第二欄に掲げる免許状の交付又は授与を受けているときは、学力及び実務の検定は、次の表の

2 教員資格認定試験に合格した日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日を経過した者については、前項の規定にかかわらず、その者が免許状更新講習の課程を修了した後文部科学省令で定める二年以上の期間内にある場合に限り、普通免許状を授与する。

（新設）

3 教員資格認定試験の受験資格、実施の方法その他試験に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

（中学校等の教員の特例）

第十六条の三（略）

2・3（略）

4 第一項及び第二項の文部科学省令を定めるに当たっては、文部科学大臣は、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。別表第一備考第五号イにおいて同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

附則

1～4（略）

5 別表第三により中学校教諭の一種免許状又は高等学校教諭の専修免許状を受けようとする者が、次の表の第一欄に掲げる基礎資格を有する者で施行法第一条又は第二条の規定により次の表の第二欄に掲げる免許状の交付又は授与を受けているときは、学力及び実務の検定は、次の表の

第三欄及び第四欄によるものとする。この場合において、第六条第四項及び第九条第四項の規定の適用については、これらの規定中「別表第八まで」とあるのは、「別表第八まで（別表第三については、附則第五項の規定の適用がある場合を含む。）」とする。

番号	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
(略)				

備考

一 第三欄の学校の教員についての同欄の実務証明責任者は、国立学校又は公立学校の教員にあつては所轄庁と、私立学校の教員にあつてはその私立学校を設置する学校法人の理事長とする。（附則第九項及び第十七項の表の場合においても同様とする。）

二・三 (略)

6～8 (略)

9 (略)

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
(略)			

備考

第三欄及び第四欄によるものとする。この場合において、第六条第四項及び第九条第四項の規定の適用については、これらの規定中「別表第八まで」とあるのは、「別表第八まで（別表第三については、附則第五項の規定の適用がある場合を含む。）」とする。

番号	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
(略)				

備考

一 第三欄の学校の教員についての同欄の実務証明責任者は、国立学校又は公立学校の教員にあつては所轄庁と、私立学校の教員にあつてはその私立学校を設置する学校法人の理事長とする。（附則第九項及び第十八項の表の場合においても同様とする。）

二・三 (略)

6～8 (略)

9 (略)

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
(略)			

備考

一 別表第一備考第一号及び第一号の二並びに別表第三備考第六号及び第十一号の規定は、この表の場合について準用する。

二 (略)

10 (略)

(削る)

11・12 (略)

13| 第七条第二項及び別表第三備考第二号の私立学校を設置する学校法人等の理事長には、当分の間、学校法人等以外の者の設置する私立の幼稚園の設置者（法人にあつては、その法人を代表する権限を有する者）並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。以下この項及び附則第十八項において「認定こども園法一部改正法」という。）
附則第三条第二項に規定するみなし幼保連携型認定こども園の設置者（学校法人及び社会福祉法人を除く。以下この項において「みなし幼保連携型認定こども園の設置者」という。）及び認定こども園法一部改正法附則第四条第一項の規定により幼保連携型認定こども園を設置する者を含むものとし、第十四条の二の学校法人等には、当分の間、学校法人等以外の者の設置する私立の幼稚園の設置者並びにみなし幼保連携型認定

一 別表第一備考第一号並びに別表第三備考第六号の規定は、この表の場合について準用する。

二 (略)

10 (略)

11| 別表第一の規定により高等学校教諭の工業の教科についての普通免許状の授与を受ける場合は、同表の高等学校教諭の免許状の項に掲げる教職に関する科目についての単位数の全部又は一部の数の単位の修得は、当分の間、同表の規定にかかわらず、それぞれ当該免許状に係る教科に関する科目についての同数の単位の修得をもつて、これに替えることができる。

12・13 (略)

14| 第七条第二項及び別表第三備考第二号の私立学校を設置する学校法人等の理事長には、当分の間、学校法人等以外の者の設置する私立の幼稚園の設置者（法人にあつては、その法人を代表する権限を有する者）並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。以下この項及び附則第十九項において「認定こども園法一部改正法」という。）
附則第三条第二項に規定するみなし幼保連携型認定こども園の設置者（学校法人及び社会福祉法人を除く。以下この項において「みなし幼保連携型認定こども園の設置者」という。）及び認定こども園法一部改正法附則第四条第一項の規定により幼保連携型認定こども園を設置する者を含むものとし、第十四条の二の学校法人等には、当分の間、学校法人等以外の者の設置する私立の幼稚園の設置者並びにみなし幼保連携型認定

こども園の設置者及び同項の規定により幼保連携型認定こども園を設置する者を含むものとする。

14・15 (略)

16) 中学校の教諭の免許状又は高等学校の教諭の免許状を有する者は、当分の間、第三条第一項、第二項及び第四項の規定にかかわらず、それぞれ中等教育学校の前期課程又は後期課程の主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭、教諭又は講師となることができる。

17) 次の表の第二欄に掲げる基礎資格を有する者(学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第七条に規定する職員その他の学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者並びに教育委員会の事務局において学校給食の適切な実施に係る指導を担当する者に限る。)に対して教育職員検定により次の表の第一欄に掲げる栄養教諭の一種免許状又は二種免許状を授与する場合における学力及び実務の検定は、当分の間、第六条第二項の規定にかかわらず、次の表の第三欄及び第四欄の定めるところによる。この場合において、第六条第四項及び第九条第四項の規定の適用については、第六条第四項中「別表第八まで」とあるのは「別表第八まで又は附則第十七項の表」と、第九条第四項中「別表第八まで」とあるのは「別表第八まで若しくは附則第十七項の表」とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
-----	-----	-----	-----

こども園の設置者及び同項の規定により幼保連携型認定こども園を設置する者を含むものとする。

15・16 (略)

17) 中学校の教諭の免許状又は高等学校の教諭の免許状を有する者は、当分の間、第三条第一項、第二項及び第四項の規定にかかわらず、それぞれ中等教育学校の前期課程における教科又は後期課程における教科の教授又は実習を担当する主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師となることができる。

18) 次の表の第二欄に掲げる基礎資格を有する者(学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第七条に規定する職員その他の学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者並びに教育委員会の事務局において学校給食の適切な実施に係る指導を担当する者に限る。)に対して教育職員検定により次の表の第一欄に掲げる栄養教諭の一種免許状又は二種免許状を授与する場合における学力及び実務の検定は、当分の間、第六条第二項の規定にかかわらず、次の表の第三欄及び第四欄の定めるところによる。この場合において、第六条第四項及び第九条第四項の規定の適用については、第六条第四項中「別表第八まで」とあるのは「別表第八まで又は附則第十八項の表」と、第九条第四項中「別表第八まで」とあるのは「別表第八まで若しくは附則第十八項の表」とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
-----	-----	-----	-----

(略)

備考

一 別表第一備考第一号及び第一号の二並びに別表第三備考第六号及び第十一号の規定は、この表の場合について準用する。

二 (略)

18| 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十八条の十八第一項に規定する保育士の登録をしている者であつて学士の学位又は短期大学の学位その他の文部科学省令で定める基礎資格を有するものに対して教育職員検定により幼稚園の教諭の一種免許状又は二種免許状を授与する場合における学力及び実務の検定は、認定こども園法一部改正法の施行の日から起算して五年を経過するまでの間は、第六条第二項の規定にかかわらず、当該基礎資格を取得した後文部科学省令で定める職員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数及び当該基礎資格を取得した後大学その他の文部科学省令で定める機関において修得することを必要とする最低単位数として文部科学省令で定めるものとするものとする。この場合において、同条第四項及び第九条第四項の規定の適用については、第六条第四項中「得た日」とあるのは「得た日又は附則第十八項の文部科学省令で定める最低在職年数を満たし、かつ、同項の文部科学省令で定める最低単位数を修得した日」と、第九条第四項中「得た日」とあるのは「得た日若しくは附則第十八項の文部科学省令で

(略)

備考

一 別表第一備考第一号及び別表第三備考第六号の規定は、この表の場合について準用する。

二 (略)

19| 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十八条の十八第一項に規定する保育士の登録をしている者であつて学士の学位又は短期大学の学位その他の文部科学省令で定める基礎資格を有するものに対して教育職員検定により幼稚園の教諭の一種免許状又は二種免許状を授与する場合における学力及び実務の検定は、認定こども園法一部改正法の施行の日から起算して五年を経過するまでの間は、第六条第二項の規定にかかわらず、当該基礎資格を取得した後文部科学省令で定める職員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数及び当該基礎資格を取得した後大学その他の文部科学省令で定める機関において修得することを必要とする最低単位数として文部科学省令で定めるものとするものとする。この場合において、同条第四項及び第九条第四項の規定の適用については、第六条第四項中「得た日」とあるのは「得た日又は附則第十九項の文部科学省令で定める最低単位数を修得した日」と、第九条第四項中「得た日」とあるのは「得た日若しくは附則第十九項の文部科学省令で

定める最低在職年数を満たし、かつ、同項の文部科学省令で定める最低単位数を修得した日」とする。

19) (略)

別表第一(第五条、第五条の二関係)

教諭 幼稚園	専修免許状	免許状の種類	第一欄		
			所要資格		
一種免許状	と。	と。	第二欄		
と。	と。	と。	基礎資格		
五 一	七 五	関する科目	数	大学において修得することとを必要とする最低単位数	第三欄

定める最低在職年数を満たし、かつ、同項の文部科学省令で定める最低単位数を修得した日」とする。

20) (略)

別表第一(第五条、第五条の二関係)

教諭 幼稚園	専修免許状	免許状の種類	第一欄		
			所要資格		
一種免許状	と。	と。	第二欄		
と。	と。	と。	基礎資格		
六 三 五	六 三 五	科目	数	大学において修得することとを必要とする最低単位数	第三欄
一 〇	三 四	は 教 職 に 関 す る 科 目	特別 支援 教育 に 関 す る 科 目		

専修免許状	教諭 中学校			教諭 小学校			二種免許状 短期大学士の学位を有すること。
	二種免許状	一種免許状	専修免許状	二種免許状	一種免許状	専修免許状	
修士の学位を有すること。	短期大学士の学位を有すること。	学士の学位を有すること。	修士の学位を有すること。	短期大学士の学位を有すること。	学士の学位を有すること。	修士の学位を有すること。	短期大学士の学位を有すること。
	三五	五九	八三	三七	五九	八三	三一

専修免許状	教諭 中学校			教諭 小学校			二種免許状 短期大学士の学位を有すること。
	二種免許状	一種免許状	専修免許状	二種免許状	一種免許状	専修免許状	
修士の学位を有すること。	短期大学士の学位を有すること。	学士の学位を有すること。	修士の学位を有すること。	短期大学士の学位を有すること。	学士の学位を有すること。	修士の学位を有すること。	短期大学士の学位を有すること。
	一〇	二〇	二〇	四	八	八	四
	二二	三一	三一	三一	四一	四一	二七
	四	八	三三	二	一〇	三四	

備考	教諭 援学校 特別支			校教諭 高等学	
	二種免許状	一種免許状	専修免許状	一種免許状	
	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。	学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。	修士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。	と。 学士の学位を有すること。	と。
				五九	八三
	一六	二六	五〇		

備考	教諭 援学校 特別支			校教諭 高等学	
	二種免許状	一種免許状	専修免許状	一種免許状	
	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。	学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。	修士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。	と。 学士の学位を有すること。	と。
				二〇	二〇
				二三	二三
				一六	四〇
	一六	二六	五〇		

一 この表における単位の修得方法については、文部科学省令で定める（別表第二から別表第八までの場合においても同様とする）。

一の二 文部科学大臣は、前号の文部科学省令を定めるに当たつては、単位の修得方法が教育職員として必要な知識及び技能を体系的かつ効果的に修得させるものとなるよう配慮するとともに、あらかじめ、第十六条の三第四項の政令で定める審議会等の意見を聴かなければならない（別表第二から別表第八までの場合においても同様とする）。

二～四 (略)

五 第三欄に定める科目の単位は、次のいずれかに該当するものでなければならず（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。

イ 文部科学大臣が第十六条の三第四項の政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（以下「認定課程」という。）において修得したもの

ロ 免許状の授与を受けようとする者が認定課程以外の大学の課程又は文部科学大臣が大学の課程に相当するものとして指定する課程において修得したもので、文部科学省令で定めるところにより当該者の在学する認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科及び教職に関する科目として適当であると認めるもの

六 前号の認定課程には、第三欄に定める科目の単位のうち、教科及び教職に関する科目（教員の職務の遂行に必要な基礎的な知識技能

一 この表における単位の修得方法については、文部科学省令で定める（別表第二から別表第八までの場合においても同様とする）。

（新設）

二～四 (略)

五 第三欄に定める科目の単位は、次のいずれかに該当するものでなければならず（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。

イ 文部科学大臣が第十六条の三第四項の政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（以下「認定課程」という。）において修得したもの

ロ 免許状の授与を受けようとする者が認定課程以外の大学の課程又は文部科学大臣が大学の課程に相当するものとして指定する課程において修得したもので、当該者の在学する認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科に関する科目として適当であると認めるもの

六 前号の認定課程には、第三欄に定める科目の単位のうち、教職に関する科目又は特別支援教育に関する科目の単位を修得させるため

を修得させるためのものとして文部科学省令で定めるものに限る。

〔又は特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程を含むものとする。〕

七 専修免許状に係る第三欄に定める科目の単位数のうち、その単位数からそれぞれの一種免許状に係る同欄に定める科目の単位数を差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学の専攻科の課程において修得するものとする（別表第二の二の場合においても同様とする。）。

八 一種免許状（高等学校教諭の一種免許状を除く。）に係る第三欄に定める科目の単位数は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程において修得することができる。この場合において、その単位数からそれぞれの二種免許状に係る同欄に定める科目の単位数を差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。

（削る）

に大学が設置する修業年限を一年とする課程を含むものとする。

七 専修免許状に係る第三欄に定める科目の単位数のうち、その単位数からそれぞれの一種免許状に係る同欄に定める科目の各単位数をそれぞれ差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学の専攻科の課程において修得するものとする（別表第二の二の場合においても同様とする。）。

八 一種免許状（高等学校教諭の一種免許状を除く。）に係る第三欄に定める科目の単位数は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程において修得することができる。この場合において、その単位数からそれぞれの二種免許状に係る同欄に定める科目の各単位数をそれぞれ差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。

九 中学校教諭の音楽及び美術の各教科についての免許状並びに高等学校教諭の数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、農業、工業、商業、水産及び商船の各教科についての免許状については、当分の間、この表の中学校教諭の項及び高等学校教諭の項中教職に関する科目の欄に定める単位数（専修免許状に係る単位数については、第七号の規定を適用した後の単位数）のうちその半数までの単位は、当該免許状に係る教科に関する科目について修得することができる。

別表第二（第五条関係）

養		免許状の種類	所要資格	第一覧
	専修免許状			第二欄
イ	学士の学位を有すること。		基礎資格	
五 六	八 〇		大学又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において修得することを必要とする養護及び教職に関する科目の最低単位数	第三欄

別表第二（第五条関係）

養		免許状の種類	所要資格	第一覧
	専修免許状			第二欄
イ	学士の学位を有すること。		基礎資格	
二 八	二 八		大学又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において修得することを必要とする最低単位数	第三欄
二 二	二 二	養護教職		
七	三 一	養護又は教職に関する科目		

護 教 諭		護 教 諭	
一種免 許状	一種免 許状	二種免 許状	二種免 許状
<p>ロ 保健師助産師看護師法第七条第一項の規定により保健師の免許を受け、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に半年以上在学すること。</p>	<p>ハ 保健師助産師看護師法第七条第三項の規定により看護師の免許を受け、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に一年以上在学すること。</p>	<p>イ 短期大学士の学位を有すること又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業すること。</p>	<p>ロ 保健師助産師看護師法第七条の規定により保健師の免許を受けていること。</p>
一 二	二 三	四 二	

護 教 諭		護 教 諭	
一種免 許状	一種免 許状	二種免 許状	二種免 許状
<p>ロ 保健師助産師看護師法第七条第一項の規定により保健師の免許を受け、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に半年以上在学すること。</p>	<p>ハ 保健師助産師看護師法第七条第三項の規定により看護師の免許を受け、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に一年以上在学すること。</p>	<p>イ 短期大学士の学位を有すること又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業すること。</p>	<p>ロ 保健師助産師看護師法第七条の規定により保健師の免許を受けていること。</p>
四	一 二	二 四	
八	一 〇	一 四	
		四	

は同条第三項の規定により免許を受けていること。

備考

- 一 (略)
- 二 専修免許状に係る第三欄に定める単位数のうち、その単位数から一種免許状のイの項に定める単位数を差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。
- 三 (略)
- 四 一種免許状に係る第三欄に定める単位数（イの項に定めるものに限る。）は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程において修得することができる。この場合において、その単位数から二種免許状のイの項に定める単位数を差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。

別表第二の二（第五条関係）

所要資格	第一欄	第二欄	第三欄
------	-----	-----	-----

は同条第三項の規定により免許を受けていること。

備考

- 一 (略)
- 二 専修免許状に係る第三欄に定める養護又は教職に関する科目の単位数のうち、その単位数から一種免許状のイの項に定める当該科目の単位数を差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。
- 三 (略)
- 四 一種免許状に係る第三欄に定める単位数（イの項に定めるものに限る。）は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程において修得することができる。この場合において、その単位数から二種免許状のイの項に定める各単位数をそれぞれ差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。

別表第二の二（第五条関係）

所要資格	第一欄	第二欄	第三欄
			大学において修得す

栄 養 教 諭		専修免 許状	免許状の 種類
栄 養 一 種 免 許 状	栄 養 教 諭		
栄養士の学位を有すること、かつ、栄養士法第二条第三項の規定により管理栄養士の免許を受けていること。	栄養士の学位を有すること、かつ、栄養士法第二条第三項の規定により管理栄養士の免許を受けていること。又は同法第五条の三第四号の規定により指定された管理栄養士養成施設の課程を修了し、同法第二条第一項の規定により栄養士の免許を受けていること。	専修免 許状	基礎資格
		四	大学において修得することを必要とする 栄養に係る教育及び 教職に関する科目の 最低単位数
		二二	

栄 養 教 諭		専修免 許状	免許状の 種類
栄 養 一 種 免 許 状	栄 養 教 諭		
栄養士の学位を有すること、かつ、栄養士法第二条第三項の規定により管理栄養士の免許を受けていること。	栄養士の学位を有すること、かつ、栄養士法第二条第三項の規定により管理栄養士の免許を受けていること。又は同法第五条の三第四号の規定により指定された管理栄養士養成施設の課程を修了し、同法第二条第一項の規定により栄養士の免許を受けていること。	専修免 許状	基礎資格
		四	栄養に 係る教 育に 関する 科目 に 係る教 育又は 教職に 関する 科目
		十八	栄養に 係る教 育又は 教職に 関する 科目
		二四	栄養に 係る教 育又は 教職に 関する 科目
		四	最低単位数 することを必要とする
		一八	

備考 一・二 (略)	二種免許状	短期大学士の学位を有すること及び 栄養士法第二条第一項の規定により 栄養士の免許を受けていること。	
			一四

別表第三 (第六条関係)

備考 一〇十 (略)	第一欄	第二欄	第三欄
	(略)		

別表第四 (第六条関係)

備考 一・二 (略)	二種免許状	短期大学士の学位を有すること及び 栄養士法第二条第一項の規定により 栄養士の免許を受けていること。	
			二
			一一二

別表第三 (第六条関係)

備考 一〇十 (新設)	第一欄	第二欄	第三欄
	(略)		

別表第四 (第六条関係)

教諭 中学校			所要資格 受けよ うとする 他の教科 についての 免許状の種類	第一欄
二種免許 状	一種免許 状	専修免許 状		第二欄
専修免許状、一種免許状 又は二種免許状	専修免許状又は一種免許 状	専修免許状	有することを必要とする 第一欄に掲げる教員の一 以上の教科についての免 許状の種類	第三欄
一三	二八	五二	大学において修得すること を必要とする教科及び教職 に関する科目の最低単位数	

教諭 中学校			所要資格 受けよ うとする 他の教科 についての 免許状の種類	第一欄
二種免許 状	一種免許 状	専修免許 状		第二欄
専修免許状、一種免許状 又は二種免許状	専修免許状又は一種免許 状	専修免許状	有することを必要とする 第一欄に掲げる教員の一 以上の教科についての免 許状の種類	第三欄
一〇	二〇	二〇	大学において修得すること を必要とする最低単位数	
三	八	八		
		二四		

備考	高等学 校教諭	専修免許 状	専修免許 状	専修免許 状	専修免許 状
	一種免許 状	専修免許 状又は一 種免許 状			
				二 四	四 八
<p>備考</p> <p>一 (略)</p> <p>二 専修免許状に係る第三欄に定める単位数のうち、その単位数からそれぞれの一種免許状に係る同欄に定める単位数を差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。</p> <p>三 中学校教諭の一種免許状に係る第三欄に定める単位数は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程において修得することができる。この場合において、その単位数から中学校教諭の二種免許状に係る同欄に定める単位数を差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。</p> <p>四・五 (略)</p>					
備考	高等学 校教諭	専修免許 状	専修免許 状	専修免許 状	専修免許 状
	一種免許 状	専修免許 状又は一 種免許 状			
				二 〇	二 〇
				四	四
					二 四
<p>備考</p> <p>一 (略)</p> <p>二 専修免許状に係る第三欄に定める教科又は教職に関する科目の単位数は、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。</p> <p>三 中学校教諭の一種免許状に係る第三欄に定める科目の単位数は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程において修得することができる。この場合において、その単位数から中学校教諭の二種免許状に係る同欄に定める科目の各単位数をそれぞれ差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。</p> <p>四・五 (略)</p>					

○独立行政法人教員研修センター法（平成十二年法律第八十八号）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>独立行政法人教職員支援機構法</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、独立行政法人教職員支援機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称）</p> <p>第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人教職員支援機構とする。</p> <p>（機構の目的）</p> <p>第三条 独立行政法人教職員支援機構（以下「機構」という。）は、校長、教員その他の学校教育関係職員に対し、研修の実施、職務を行うに当たり必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及その他の支援を行</p>	<p>独立行政法人教員研修センター法</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、独立行政法人教員研修センターの名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称）</p> <p>第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人教員研修センターとする。</p> <p>（センターの目的）</p> <p>第三条 独立行政法人教員研修センター（以下「センター」という。）は、校長、教員その他の学校教育関係職員に対する研修等を行うことにより、その資質の向上を図ることを目的とする。</p>

うことにより、これらの者の資質の向上を図ることを目的とする。

(中期目標管理法入)

第三条の二 機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とする。

(事務所)

第四条 機構は、主たる事務所を茨城県に置く。

(資本金)

第五条 機構の資本金は、附則第七条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。

3 機構は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章 役員及び職員

(役員)

第六条 機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 機構に、役員として、理事一人を置くことができる。

(中期目標管理法入)

第三条の二 センターは、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とする。

(事務所)

第四条 センターは、主たる事務所を茨城県に置く。

(資本金)

第五条 センターの資本金は、附則第七条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、センターに追加して出資することができる。

3 センターは、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章 役員及び職員

(役員)

第六条 センターに、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 センターに、役員として、理事一人を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第七条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2・3 (略)

(役員及び職員 の地位)

第九条 機構の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務の範囲)

第十条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 校長、教員その他の学校教育関係職員に対する研修を行うこと。
- 二 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十二條の三第四

項の規定による助言を行うこと。

- 三 前号に掲げるもののほか、学校教育関係職員に対する研修に関し、指導、助言及び援助を行うこと。

- 四 学校教育関係職員としての職務を行うに当たり必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及を行うこと。

- 五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(積立金の処分)

(理事の職務及び権限等)

第七条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐してセンターの業務を掌理する。

2・3 (略)

(役員及び職員 の地位)

第九条 センターの役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務の範囲)

第十条 センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 校長、教員その他の学校教育関係職員に対する研修を行うこと。

(新設)

- 二 学校教育関係職員に対する研修に関し、指導、助言及び援助を行うこと。

(新設)

- 三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

(積立金の処分)

第十一条 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 (略)

3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 (略)

第四章 雑則

(主務大臣等)

第十二条 機構に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣及び文部科学省令とする。

第五章 罰則

第十一条 センターは、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 (略)

3 センターは、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 (略)

第四章 雑則

(主務大臣等)

第十二条 センターに係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣及び文部科学省令とする。

第五章 罰則

第十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした
機|構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

第十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした
セ|ンターの役員は、二十万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

○独立行政法人教職員支援機構法（平成十二年法律第八十八号）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（業務の範囲）</p> <p>第十条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 校長、教員その他の学校教育関係職員に対する研修を行うこと。</p> <p>二 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十二条の三第四項の規定による助言を行うこと。</p> <p>三 前号に掲げるもののほか、学校教育関係職員に対する研修に関し、指導、助言及び援助を行うこと。</p> <p>四 学校教育関係職員としての職務を行うに当たり必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及を行うこと。</p> <p>五 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）第九条の三第一項の規定による認定及び同法別表第三備考第六号の規定による認定（同法別表第四及び別表第五の第三欄並びに別表第六、別表第六の二、別表第七及び別表第八の第四欄に係るものを含む。）に関する事務を行うこと。</p> <p>六 教育職員免許法第十六条の二第一項の規定による教員資格認定試験（文部科学大臣が行うものに限る。）の実施に関する事務を行うこと。</p> <p>七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。</p>	<p>（業務の範囲）</p> <p>第十条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 校長、教員その他の学校教育関係職員に対する研修を行うこと。</p> <p>二 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十二条の三第四項の規定による助言を行うこと。</p> <p>三 前号に掲げるもののほか、学校教育関係職員に対する研修に関し、指導、助言及び援助を行うこと。</p> <p>四 学校教育関係職員としての職務を行うに当たり必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及を行うこと。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。</p>

附則

(業務の特例)

第九条 機構は、当分の間、第十条に規定する業務のほか、次の業務を行う。

一 教育職員免許法附則第九項の表備考第一号及び第十八項の表備考第一号において準用する同法別表第三備考第六号の規定による認定に関する事務を行うこと。

二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、第十三条第一号中「第十条」とあるのは、「第十条及び附則第九条第一項」とする。

附則

(新設)

○独立行政法人教職員支援機構法（平成十二年法律第八十八号）（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改 正 案</p>	<p>附 則 （業務の特例） 第九条 機構は、当分の間、第十条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行う。 一 教育職員免許法附則第九項の表備考第一号及び第十七項の表備考第一号において準用する同法別表第三備考第六号の規定による認定に関する事務を行うこと。 二 （略） 2 （略）</p>
<p>現 行</p>	<p>附 則 （業務の特例） 第九条 機構は、当分の間、第十条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行う。 一 教育職員免許法附則第九項の表備考第一号及び第十八項の表備考第一号において準用する同法別表第三備考第六号の規定による認定に関する事務を行うこと。 二 （略） 2 （略）</p>

○船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）（附則第十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		別表第一（第二条関係）	
		名称	根拠法
(略)	独立行政法人教職員支援機構	(略)	独立行政法人教職員支援機構法（平成十二年法律第八十八号）
現行		別表第一（第二条関係）	
		名称	根拠法
(略)	独立行政法人教員研修センター	(略)	独立行政法人教員研修センター法（平成十二年法律第八十八号）

○国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（附則第十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		別表第二（第二百二十四条の三関係）	
		名称	根拠法
(略)	独立行政法人教職員支援機構	(略)	独立行政法人教職員支援機構法（平成十二年法律第八十八号）
現行		別表第二（第二百二十四条の三関係）	
		名称	根拠法
(略)	独立行政法人教員研修センター	(略)	独立行政法人教員研修センター法（平成十二年法律第八十八号）

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）（附則第十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（中核市に関する特例）</p> <p>第五十九条 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）の県費負担教職員の研修は、<u>第四十五条並びに教育公務員特例法第二十一条第二項、第二十二条の四、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第二十五条の規定にかかわらず、当該中核市の教育委員会が行う。</u></p> <p>（中等教育学校を設置する市町村に関する特例）</p> <p>第六十一条 市（指定都市を除く。以下この項及び附則第二十八条において同じ。）町村の設置する中等教育学校（後期課程に定時制の課程のみを置くものを除く。以下この条及び附則第二十八条において同じ。）の県費負担教職員の任免、給与（非常勤の講師にあつては、報酬及び職務を行うために要する費用の弁償の額）の決定、休職及び懲戒に関する事務は、<u>第三十七条第一項の規定にかかわらず、当該市町村の教育委員会が行う。</u></p> <p>2 市（指定都市及び中核市を除く。以下この項において同じ。）町村が設置する中等教育学校の県費負担教職員の研修は、<u>第四十五条並びに教育公務員特例法第二十一条第二項、第二十二条の三から第二十五条の五</u></p>	<p>（中核市に関する特例）</p> <p>第五十九条 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）の県費負担教職員の研修は、<u>第四十五条、教育公務員特例法第二十一条第二項、第二十三条第一項、第二十四条第一項、第二十五条及び第二十五条の二の規定にかかわらず、当該中核市の教育委員会が行う。</u></p> <p>（中等教育学校を設置する市町村に関する特例）</p> <p>第六十一条 市（指定都市を除く。以下この項において同じ。）町村の設置する中等教育学校（後期課程に定時制の課程のみを置くものを除く。以下この条において同じ。）の県費負担教職員の任免、給与（非常勤の講師にあつては、報酬及び職務を行うために要する費用の弁償の額）の決定、休職及び懲戒に関する事務は、<u>第三十七条第一項の規定にかかわらず、当該市町村の教育委員会が行う。</u></p> <p>2 市（指定都市及び中核市を除く。以下この項において同じ。）町村が設置する中等教育学校の県費負担教職員の研修は、<u>第四十五条、教育公務員特例法第二十一条第二項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及</u></p>

まで、第二十三条第一項及び第二十四条第一項の規定にかかわらず、当該市町村の教育委員会が行う。

3 中核市の設置する中等教育学校の県費負担教職員に係る第五十九条の規定の適用については、同条中「第二十二條の四」とあるのは、「第二十二條の三から第二十二條の五まで」とする。

附則

(中核市の特別支援学校の幼稚部の教諭等に対する中堅教諭等資質向上研修の特例)

第二十六条 中核市の設置する特別支援学校の幼稚部の教諭、助教諭及び講師に対する教育公務員特例法第二十四条第一項の中堅教諭等資質向上研修は、当分の間、第五十九条の規定にかかわらず、当該中核市を包括する都道府県の教育委員会が実施しなければならない。

(中核市の県費負担教職員に対する指導改善研修の特例)

第二十七条 中核市の県費負担教職員に対する教育公務員特例法第二十五条第一項の指導改善研修は、当分の間、第五十九条の規定にかかわらず、当該中核市を包括する都道府県の教育委員会が実施しなければならない。

1 (市町村の設置する中等教育学校の県費負担教職員に係る協議会の特例)

第二十八条 市町村の設置する中等教育学校の県費負担教職員に係る教育

び第二十五条の規定にかかわらず、当該市町村の教育委員会が行う。

(新設)

附則

(中核市の特別支援学校の幼稚部の教諭等に対する十年経験者研修の特例)

第二十六条 中核市の設置する特別支援学校の幼稚部の教諭、助教諭及び講師に対する教育公務員特例法第二十四条第一項の十年経験者研修は、当分の間、第五十九条の規定にかかわらず、当該中核市を包括する都道府県の教育委員会が実施しなければならない。

(中核市の県費負担教職員に対する指導改善研修の特例)

第二十七条 中核市の県費負担教職員に対する教育公務員特例法第二十五条の二第一項の指導改善研修は、当分の間、第五十九条の規定にかかわらず、当該中核市を包括する都道府県の教育委員会が実施しなければならない。

(新設)

公務員特例法第二十二條の五第一項に規定する協議会に関する事務は、
当分の間、第六十一條第二項及び同條第三項の規定により読み替えて適
用する第五十九條の規定にかかわらず、当該市町村の教育委員会が行う
ことを要しない。この場合において、当該教育委員会は、同法第二十二
條の三第一項に規定する指標を定め、又はこれを変更しようとするとき
は、あらかじめ同法第二十二條の五第二項第二号に掲げる者、当該市町
村を包括する都道府県の教育委員会又は独立行政法人教職員支援機構の
意見を聴くよう努めるものとする。

(政令への委任)

第二十九條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な
経過措置は、政令で定める。

(政令への委任)

第二十八條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な
経過措置は、政令で定める。

○教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）（附則第十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（教育職員免許法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第二条 前条第二号に掲げる規定の施行の際現に第一条の規定による改正前の教育職員免許法の規定、附則第十条の規定による改正前の教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十八号）の規定、附則第十一条の規定による改正前の教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第五十八号。以下この項において「昭和二十九年改正法」という。）の規定、附則第十三条の規定による改正前の教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第二百二十二号）の規定及び附則第十五条の規定による改正前の教育職員免許法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十九号）の規定により授与された普通免許状又は特別免許状を有する者（当該普通免許状及び特別免許状が失効した者を除く。以下この条において「旧免許状所持者」という。）については、第一条の規定による改正後の教育職員免許法（以下「新法」という。）第九條第一項及び第二項の規定にかかわらず、その者の有する普通免許状及び特別免許状（前条第二号に掲げる規定の施行の日以後に新たに授与されたものを含む。）には、有効期間の定めがないものとする。この場合において、<u>教育職員免許法</u>第五條第二項、第六條第四項、第七條第四項、第九條第四項及び第五項、第九條の二、第九條の四、第十六條</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（教育職員免許法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第二条 前条第二号に掲げる規定の施行の際現に第一条の規定による改正前の教育職員免許法の規定、附則第十条の規定による改正前の教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十八号）の規定、附則第十一条の規定による改正前の教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第五十八号。以下この項において「昭和二十九年改正法」という。）の規定、附則第十三条の規定による改正前の教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第二百二十二号）の規定及び附則第十五条の規定による改正前の教育職員免許法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十九号）の規定により授与された普通免許状又は特別免許状を有する者（当該普通免許状及び特別免許状が失効した者を除く。以下この条において「旧免許状所持者」という。）については、第一条の規定による改正後の教育職員免許法（以下「新法」という。）第九條第一項及び第二項の規定にかかわらず、その者の有する普通免許状及び特別免許状（前条第二号に掲げる規定の施行の日以後に新たに授与されたものを含む。）には、有効期間の定めがないものとする。この場合において、<u>新法</u>第五條第二項、第六條第四項、第七條第四項、第九條第四項及び第五項、第九條の二、第九條の四、第十六條の二第二項</p>

の二第二項、第十六条の三第三項、第十六条の四第四項、第十七条第二項、附則第五項後段、附則第八項ただし書、附則第九項後段、附則第十一項ただし書並びに附則第十七項後段の規定、附則第十条の規定による改正後の教育職員免許法施行法第二条第一項後段の規定並びに附則第十条の規定による改正後の昭和二十九年改正法附則第十項ただし書の規定は、旧免許状所持者には適用しない。

2
5
10
(略)

、第十六条の三第三項、第十六条の四第四項、第十七条第二項、附則第五項後段、附則第八項ただし書、附則第九項後段、附則第十二項ただし書並びに附則第十八項後段の規定、附則第十条の規定による改正後の教育職員免許法施行法第二条第一項後段の規定並びに附則第十一条の規定による改正後の昭和二十九年改正法附則第十項ただし書の規定は、旧免許状所持者には適用しない。

2
5
10
(略)